

# 令和3年度さがみはら林業の 人材育成・担い手の確保事業 補助金

森林環境譲与税：森林の整備及びその促進に関する施策を実施することを目的に、令和元年度から地方自治体に譲与される税のこと。

相模原市の林業振興を図ることを目的に、林業に携わる人材を確保・育成するため、市内林業事業者等が実施する 各種取組に対し、その経費の一部を補助します。

## 【補助の対象となる事業】

新たな林業事業者の育成支援事業

新規就業者への支援事業

林業就業者の定着支援事業

詳細は、裏面をご覧ください。

受付期間：随時（お問い合わせください。）

## 補助内容

### 1 新たな林業事業体の育成支援事業【資格取得費の補助】

#### 補助対象経費

森林施業プランナー協会が実施する森林施業プランナー資格の受験料及び認定申請料  
一般社団法人日本森林技術協会が実施する林業技士資格の受講料、テキスト代及び登録手数料  
補助金の額

補助対象経費の1/2以内

### 2 新規就業者への支援事業【資格取得費の補助、林業機械購入費の補助】

#### 補助対象経費

資格取得に係る講習等の経費、チェーンソー・刈払い機購入に係る経費

#### 補助金の額

「資格取得費の補助」(就業3年以内の者)

補助対象経費の合計で年間100,000円を上限とする。

「林業機械購入費の補助」

補助対象経費の合計で1事業体につき年間1人まで、100,000円を上限とする。

### 3 林業就業者の定着支援事業

#### 【資格取得費の補助】

#### 補助対象経費

資格取得に係る講習等の経費

#### 補助金の額

補助対象経費の合計で年間100,000円を上限とする。

#### 【資格取得等に長期間かかる場合の経費の補助】

#### 補助金の額

1事業体につき年間2人以内。1人につき1日5,000円、5日までを上限とする。

#### 【安全装備購入経費の補助】

#### 補助対象経費

チェーンソー防護ズボン、チェーンソー防護ブーツ等の購入に係る経費

#### 補助金の額

1事業体につき年間2人以内。補助対象経費の合計で1人につき90,000円を上限とする。

## 補助対象者

- ・市内認定林業事業体に就業する者  
又は
- ・さがみはら津久井産材利用拡大協議会構成員(素材生産事業体に限る)に就業し相模原市内に居住する者

詳細な条件についてはホームページを確認いただくか、お問い合わせください。

### 【補助金申請の流れ】

補助金交付申請書の提出

補助金交付決定の通知

対象の事業実施

事業完了・実績報告書の提出

額確定の通知

補助金交付請求書の提出

補助金の交付

下線部は申請者が行う手続き等です。

ホームページ 相模原市トップページ > 暮らし・手続き > 環境 > さがみはら森林情報館

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kankyo/shinrin/index.html>

## 書類提出・お問い合わせ先

相模原市環境経済局経済部 森林政策課 住所 〒252-5172 相模原市緑区中野633  
電話 042-780-1401 FAX 042-784-7474 E-mail [shinrinseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:shinrinseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp)